

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、大学において医学を専攻する者で、将来、県内の病院等において医師として勤務しようとするものに対し、修学上必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸与することにより、県内における地域医療の充実に必要な医師の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 大学 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学で同法第八十七条第二項に規定する医学を履修する課程を有するものであって、県内に所在するものうち、規則で定めるものをいう。

二 指定期間 奨学金の貸与を受けた期間（第八条の規定により奨学金が貸与されなかった期間を除く。）（年を単位とし、一年に満たない端数がある場合には、これを一年とする。）の二分の三に相当する期間をいう。

三 病院等 規則で定める診療科等を開設している病院及び診療所をいう。

四 指定勤務 大学を卒業する日の属する年度から大学を卒業する日から起算して二年を経過する日の属する年度までの間に実施される医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第九条に規定する医師国家試験（以下「国家試験」という。）に合格した後、速

やかに医師免許（以下「免許」という。）を取得し、災害、疾病、出産その他のやむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）がある」と認められる期間（通算して三年間を上限とする。）を除き、直ちに、県内の病院等において引き続き医師の業務（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修を受けた後、前号の規定による診療科等で行う業務をいう。）に従事することをいう。

（貸与の資格）

第三条 奨学金の貸与を受けることができる者は、申請時において次に掲げる要件を備えていなければならない。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の規定による都道府県計画に基づき大学に設定される特別の入試枠により、大学に入学（編入を含む。次条において同じ。）しようとする意思を有すること。

二 成績優秀にして、かつ、心身健全であること。

三 同種の貸与金を他から借り受ける予定がないこと。

四 指定期間、指定勤務をしようとする意思を有すること。

五 次のいずれかに該当する者であること。

イ 県内に住所を有する者その他規則で定める者

ロ 県内に所在する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第三学年の課程又は専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した者（卒業又は修了する見込みである者を含む。）

（貸与額）

第四条 奨学金は、大学に入学する日の属する月の初日から大学の正規の修業年限の終了する日の属する月の末日までの間、規則で定める金額を貸与するものとする。

(貸与の手続)

第五条 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に奨学金の貸与の申請をしなければならない。

2 知事は、第三条各号に掲げる要件を備える者のうちから、予算の範囲内で、奨学金を貸与する者を決定するものとする。

(連帯保証人)

第六条 奨学金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、二人の連帯保証人を立てなければならない。

(貸与の中止)

第七条 知事は、奨学金の貸与を受けている者（以下「奨学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより奨学金の貸与を中止する。

- 一 死亡したとき。
- 二 退学したとき。

三 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

四 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

五 偽りの申請その他の不正手段によって貸与を受けたとき。

六 同種の貸与金を他から借り受けたとき。

七 学業成績が著しく不良と認められるとき。

八 その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の休止)

第八条 知事は、奨学生が休学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は同一学年の課程を再度履修する事実があったときは、休学し、若しくは停学の処分を受けた日又は当該事実のあった日の属する月の翌月分から復学した日又は進級した日の属する月の分まで奨学金を貸与しないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、当該奨学生が復学した日又は進級した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第九条 奨学金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、貸与が終了したとき又は第七条の規定により貸与が中止されたときは、当該終了し、又は中止された日の翌日から起算して一月以内に、貸与を受けた奨学金を返還するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、規則で定めるところにより返還することができる。

(利息及び延滞金)

第十条 被貸与者は、前条の規定により貸与を受けた奨学金を返還するとき、当該奨学金の貸与を受けた日の属する月の翌月から貸与が終了した日又は第七条の規定により貸与が中止された日の属する月までの期間（当該期間に、次条の規定により奨学金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の履行の猶予を受けた期間がある場合は、当該猶予を受けた期間を除く。）について、貸与を受けた奨学金に年十パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する利息を支払わなければならない。

2 被貸与者は、正当な理由がなくて奨学金を返還すべき日までこれを返還しなかったときは、規則で定めるところにより、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、貸与を受けた奨学金と前項に規定する利息との合計額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(返還債務の履行猶予)

第十一条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該各号に掲げる事由が継続する期間、返還債務の履行を猶予することができる。ただし、第三号にあつては、通算して三年を超えてはならない。

- 一 指定勤務を行っているとき。
- 二 大学を卒業する日の属する年度に実施される国家試験に合格しなかつた場合において、病院等で働く意思を有し、かつ、大学を卒業する日から起算して二年を経過する日の属する年度までの間に実施される国家試験に合格し、免許を取得しようとする意思を有しているとき。
- 三 やむを得ない理由により奨学金を返還することが困難であると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第十二条 知事は、被貸与者が、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、返還債務を免除するものとする。

- 一 指定期間、指定勤務を行ったとき。
- 二 指定勤務を行っている期間中に医師業務上の理由により死亡し、又は医師業務に起因する心身の故障のため医師業務を継続す

ることができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第十三条 前条の場合を除くほか、知事は、奨学生又は被貸与者が死亡又は心身の故障により奨学金を返還することができなくなったと認められるとき、その他必要と認めるときは、規則で定めるところにより、返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福岡県地域医療医師奨学金貸与条例第三条の規定は、この条例の施行の日以後に奨学金の貸与を開始する者について適用し、同日前に奨学金の貸与を開始した者については、なお従前の例による。